

再苦情申立申請書

香川県広域水道企業団企業長 池田 豊人 殿



再苦情申立者

住所 丸亀市郡家町1306番地

氏名 株式会社重成土建
代表取締役 重成 幸雄

<p>申立対象工事</p>	<p>羽間配水池線（第1工区-2）送水管新設工事</p>
<p>申立事項</p>	<p>令和5年7月20日広告がありました上記工事の入札を8月18日に電子入札し、開札が8月21日にあり、開札保留通知書を確認しました。8月29日の入札結果を見て愕然とし、自社の入札担当者が総合評価の低入札による減点評価で上記工事が正しく評価されず受注するに及ばなかったと知る事になった訳ですが、説明を聞けば前回の入札が低入札であったからと言われたとの事ですが、その事について否定するのではなく、入札書の定める入札条件事項に違反し、入札参加資格申請書に誤りがあった事により無効という入札結果だったと理解していましたから、今回の措置については到底納得する事ができないので申し立て致します。</p>
<p>申立の根拠</p>	<p>総合評価方式の手引書4Pにあるフロー(概略)図からして、開札を行うのは入札書の赤い色枠の部分(1枚)を開札する訳で、その入札書に掲げられる内容の入札条件項目に違反(誤り)があった事は開札の時点で入札書の確認を行った担当者が保留通知後再確認ののち、無効だとして決定通知した訳で、入札書の記載内容が変わる訳もなく、入札書の確認もなしに開札を行う等ありえないと信じておりますので、自社の入札そのものが無効であったと理解しております。 その点正しく判断をお願いします。</p> <p>入札後審査型一般競争入札公告共通事項 第8 入札参加資格の事後確認及び落札者の決定方法 4 無効通知 入札参加資格が認められなかった者については、電子入札システムにより、無効通知書を送付するものとする。</p> <p>自社は7月18日付けで上記の内容で無効通知書を受理しております。</p> <div data-bbox="566 1742 1332 2094" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">令和5年07月18日</p> <p>受注者番号 64137871000000 商号又は名称 (株)重成土建 香川県広域水道企業団企業長 代表者氏名 重成 幸雄 様</p> <p style="text-align: center;">無効通知書</p> <p style="text-align: center;">下記の調達案件について貴社が行った入札は、次の理由により無効となりましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>調達案件番号 37800027102020230047100018 調達案件名称 丸亀市市道三榮南北線配水管更新工事(第1工区) 入札方式 入札後審査型一般競争入札 理由 入札参加資格確認申請書の記載内容に不備があるため。</p> </div>